

ビジネス・レーバー・トレンド研究会

「改正パートタイム労働法をめぐる法的留意点」

—企業や職場は具体的にどう対処すればよいか—

富田望・厚生労働省雇用均等・児童家庭局
短時間・在宅労働課調査官

平成19年7月11日報告

ビジネス・レーバー・トレンド研究会報告概要について

この小冊子は、独立行政法人労働政策研究・研修機構のビジネス・レーバー・モニターに登録する企業・事業主団体、および単組・産別労組に所属する労使関係の実務担当者を対象に実施している「ビジネス・レーバー・トレンド研究会」(略称:トレンド研究会)での報告を収録したものである。速記録に基づく報告概要や、参加者全員によるフリートキングの概要、配布資料(レジュメ等)、付属資料(事務局作成)で構成する。

「トレンド研究会」は2004年7月より実施。開催趣旨は以下の通り。

1. 趣旨と目的

近年の労使関係や雇用・労働情勢の変化に対して、企業や労働組合がどのような問題に直面し、どう対応しているかを把握することは、好事例などの情報を普及・共有する上でも必須となっている。このため、ビジネス・レーバー・モニターに登録している企業・事業主団体、および単組・産別労組に所属する労使関係の実務担当者を対象に、最近の労使関係・雇用問題の変容とそれに伴う労働法制の変化を踏まえたテーマを設定した「ビジネス・レーバー・トレンド研究会」(通称:トレンド研究会)を開催する。当機構の研究成果や最新の研究動向をモニターにフィードバックすることで、同一の課題に直面する人事労務等担当者間での情報交換を促進することを目的とする。ビジネス・レーバー・モニターはさまざまな業種にわたることから、異業種交流やネットワーク作りの場としても活用する。

2. 研究会の運営方法

使用者側、労働者側に適したテーマを設定し、当該テーマに精通した研究者・実務家が講師として報告(50分から1時間程度)。報告内容を素材に、参加者からも課題を提示していただくことで自由討議を行う。

3. 参加対象:企業、事業主団体、単組、産別労組のモニター

4. 結果報告:研究会の成果は、基調報告を中心とした研究会の開催内容を報告概要に盛り込み、適宜、モニター等に情報提供する。

報告者プロフィール

とみ た のぞみ
富 田 望 厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課調査官

平成三年、労働省入省。労働基準局監督課、労災管理課、労働保険徴収課、労政局労働法規課、政策統括官付労政担当参事官室、岡山県職業安定課長、岡山労働局総務部長、経済協力開発機構日本政府代表部一等書記官——などを経て、現職。

目 次

研究会報告概要について

報告者プロフィール

I. 基調報告

「改正パートタイム労働法をめぐる法的留意点——企業や職場は具体的にどう対処すればよいか」 3

1. 改正パートタイム労働法の成立経緯と背景について 3
 - 1-1. 成立までの経緯 3
 - 1-2. 改正の背景①非正規雇用の増加に伴う社会的影響 4
 - 1-3. 改正の背景②パート労働者の基幹化と正社員との待遇差 7
 - 1-4. 改正の背景③労働力人口の展望 11
 - 1-5. 改正の背景④当時の政権の姿勢 12
2. パートタイム労働法の改正内容 13
 - 2-1. 改正前のパートタイム労働法 13
 - 2-2. 改正の全体概要 16
 - 2-3. ポイント①労働条件の文書交付・説明義務 19
 - 2-4. ポイント②均衡のとれた待遇の確保の促進 20
 - 2-5. ポイント③通常の労働者への転換の推進 24
 - 2-6. ポイント④苦情処理・紛争解決援助 25

II. 討議概要 29

1. 労働条件の文書交付・説明義務について 31
2. 通常の労働者への転換の推進について 31
3. 賃金面での均衡のとれた待遇確保の促進について 32
4. いわゆるフルタイムパートの扱いについて 33
5. 派遣労働者の扱いについて 35
6. 高齢再雇用者の扱いについて 35

III. 報告レジュメ・資料 37

IV. ビジネス・レーバー・トレンド研究会報告書・既刊シリーズ一覧 93